特別の法人無料職業紹介事業【届出】に係る提出書類

Ver.060116

No.	☐ Check		●印：派遣元事業主からの届出又は派遣の許可申請と同時届出の場合に提出を要しない書類↓ ○印：全ての事業所ごとに提出が必要な書類↓ ↓▼印：初回届出時に定めない場合に提出を要しない書類	○	●	提出部数 ①=正本、1=写し 本省	局控	主控
	《届出関係書類》							
1		☐ 様式第1号の2	特別の法人無料職業紹介事業届出書			①	1	1
		☐ 構成員名簿（任意様式）	※直接及び間接の構成員が10以上であることがわかる名称等を記載した書面			①	1	1
2		☐ 様式第2号	特別の法人無料職業紹介事業計画書	○		①	1	1
3		☐ 様式第6号 ※求人者･求職者ともに限定しない場合は、許可の申請が必要です	特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 ※<取扱職種>全職種、<地域>国内であっても、<その他>求人者(求職者)は、当法人の構成員(若しくは構成員に雇用されている者)に限定する等の届出が必要	○		①	1	1
	《添付書類》							
4		法人に関する書類						
		☐ 定款又は寄附行為（いずれか一方を提出）	・事業目的に「職業紹介事業」を行う旨の記載があるか、一の条項に基づき職業紹介事業を行う旨の確認がとれる内容であること		●	1	1	
		☐ 法人登記事項証明書（いずれか一方を提出）	・目的欄が上記書類と同様の記載となっていること ※下記《その他注意事項》の3により提出不要		●	①	1	
5		職業紹介責任者に関する書類						
		☐ 住民票の写し	・各自治体発行の原本を提出。　本籍地記載あり、個人番号省略	○		①	1	
		☐ 事業主発行の居所証明	※安定して居住している場所が住民票の住所以外の場合のみ提出	○		①	1	
		☐ 履歴書	・最終学歴、職歴、賞罰等を明記する	○		①	1	
		☐ 職業紹介責任者講習会受講証明書	・届出の受理の日の前５年以内の受講に限る	○		1	1	
		☐ 医師の診断書 (様式例第8号)	・様式第1号の2の職業紹介責任者についての誓約の医師の診断書 ※該当者がいる場合に限り提出	○		①	1	
6		個人情報の適正管理に関する書類						
		☐ 個人情報適正管理規程	・様式例第４号（届出事業者用）を参考に作成	○		1	1	
7		業務の運営に関する書類						
		☐ 業務の運営に関する規程	・様式例第１号（手数料に係る規定を除いたもの）を参考に作成	○		1	1	
8		事業所施設に関する書類	※使用目的が原則「事務所」であること。プライバシーの保護ができること					
		☐ 建物登記事項証明書	・自己所有に係る場合のみ提出 ※下記《その他注意事項》の3により提出不要	○		①	1	
		☐ 建物の賃貸借(使用貸借)契約書	・他人の所有に係る場合のみ提出	○		1	1	
		☐ その他権利関係を証する書類	・転貸借等の場合提出。原契約書、転貸借契約書、所有者の同意書等	○		1	1	
		☐ 事務所のレイアウト図 （施設の概要を示した書面）	・職業紹介事業で使用する事務室・面談ブース等の図面に縦×横の長さ、パーティション、書庫、机・椅子、シュレッダー等を図示したもの	○		①	1	
9		相手先国に関する書類	※国外にわたる職業紹介事業を行う場合のみ提出					
	▼	☐ 相手先国の関係法令及びその日本語訳	・職業紹介の実施が認められている根拠規定部分のみ	○		1	1	
	▼	☐ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類	※取次機関を利用しない場合に提出 ・相手先国で許可等を受けている場合にはその許可証等の写し ・書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出	○		1	1	
10		取次機関に関する書類	※国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合のみ提出					
	▼	☐ 取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳		○		1	1	
	▼	☐ 相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類	・相手先国で許可等を受けている場合には、その許可証等の写し ・書類が外国語の場合は、その日本語訳も提出	○		1	1	
	▼	☐ 通達様式第10号	取次機関に関する申告書	○		①	1	

《その他注意事項》

1 届出にあたっては、届出関係書類の不足や記載事項の不備を極力抑えるために、事前に管轄労働局へご相談ください。
2 様式は、届出時における最新の様式を使用して下さい。（事業主の押印は不要です。）
3 法人及び建物登記事項証明書は、以下の情報を提供いただくことで管轄労働局にて確認を行いますので、提出不要となります。
確認できない場合、従来どおり提出をお願いすることがあります。
・法人登記事項証明書の場合…「会社法人番号」（12桁）あるいは、「法人番号」（13桁）をお知らせください。
・建物登記事項証明書の場合…建物登記事項証明書掲載の「所在」「家屋番号」あるいは、「不動産番号」をお知らせください。
4 届出内容によっては、追加書類をお願いする場合や必要書類の異なる場合があります。
5 ご不明な点は事業主管轄の労働局へお問い合わせ下さい。